

問合せ先

	代表 03-5353-8111
総合政策局海洋政策課	課長補佐 中橋 (1. (3)関係) 内線 24362 直通 03-5253-8266
海事局安全基準課	課長補佐 高嶺 (上記以外) 内線 43924 直通 03-5253-8636

平成20年2月12日
国土交通省総合政策局海洋政策課
海事局安全基準課

IMO 第12回ばら積み液体貨物・ガス小委員会 (BLG12) の審議結果について

概要

1. 大気汚染関係

- NOx3次規制案：日本提案の80%減、地域規制で合意。実施は2016年から。
- SOx規制案：3つのオプションに集約

2. バラスト水管理規制条約関係

- バラスト水サンプリングガイドライン (G2) 最終化

2月4日から8日まで、英国ロンドンにおいて、第12回ばら積み液体貨物・ガス小委員会 (BLG12) が、我が国を含む58の国及び地域並びに25の機関からの参加により開催された。

我が国からは国土交通省、環境省、(独)海上技術安全研究所その他関係海事機関・団体から成る50名の代表団が出席し、我が国意見の反映に努めた。今次会合における審議結果の概要は以下のとおり。

1. 大気汚染の防止

船舶からの排出ガスによる大気汚染の防止については、MARPOL条約附属書VIに規定され、附属書VIが発効した2005年5月より規制が実施されている。現在の規制値は附属書VIが採択された1997年当時の技術水準に基づき設定されているため、将来の技術水準の向上を踏まえて、附属書VI発効後5年ごとに規制を見直すこととされている。

このため、2005年7月に開催されたMEPC53において規制見直しを開始すること及び検討項目が合意され、2006年4月に開催されたBLG10より具体的な検討が開始された。これまでに中間会合を含め4回にわたり検討が行われている。

(1) 新造船のエンジンに対するNOx規制強化

(1) 2次規制

2次規制については、2011年から実施し、現行規制値から2g/kWhから3.5g/kWhの範囲内で削減する規制値とされていた。

今次会合では、中国から具体的な次の提案があり、各国からの支持を受けて、2次規制案として合意された。

14. 36g/kWh : 130rpm 未満 (現行規制値 15.5%減)

44.0 × n^(-0.23) g/kWh : 130rpm 以上 2000rpm 未満 (現行規制値 15.5%~21.8%減)

7.66g/kWh : 2000rpm 以上 (現行規制値 21.8%減)

(2) 3次規制

3次規制について、昨年11月に開催されたBLG大気汚染防止作業部会第2回中間会合においてノルウェー案、米国案及び日本案の3つのオプションがとりまとめられていた。

今次会合での検討の結果、日本から提案していた、2016年から排出規制海域 (Emission Control Area : 附属書VI締約国の提案に基づきIMOにより指定される海域)において、現行値から80%減とする案が、3次規制案として合意された。

(2) 現存船のエンジンに対するNOx規制

現在未規制の2000年1月1日以前に建造された船舶に搭載されたエンジンからの排出ガス規制について、昨年11月に開催されたBLG大気汚染防止作業部会第2回中間会合においてとりまとめられた2つのオプションをベースに検討がなされた。

今次会合での検討の結果、第2回中間会合の結果を基本的に踏襲する形で2つのオプションがとりまとめられた。

案1 : 対象エンジン全てを規制

(1) 規制対象エンジン

1990年以降に建造された現存船のエンジンのうち [シリンダー容積 [30L][60L][90L]以上] [出力5,000kW以上]のもの

(2) 規制値

1次規制値

(3) 規制実施時期

今後IMOで議論して決める日以後最初の定期検査又は中間検査

(4) 代替措置等

規制に適合できない場合は、留出油の使用、寄港国による入港拒否等を講じる。

案2 : 対象エンジンのうち、アップグレードキット (規制に適合させるための改造手法) が認証されたもののみ規制

(1) 規制対象エンジン

1990年以降に建造された現存船のエンジンのうち [シリンダー容積 [30L][60L][90L]以上] [出力5,000kW以上]のもの

(2) 規制値

1次規制値

(3) 規制実施時期

主管庁がアップグレードキットの認証を IMO に通報してから[1年]後の最初の定期検査又は中間検査

(3) SOx 規制の見直し

SOx 規制については、昨年4月に開催されたBLG11にてとりまとめられた6つのオプションについて、昨年夏以降に専門家により、規制による効果、海運業、石油産業への影響に関する調査が行われた。その調査結果を踏まえ、以下の3つのオプションに集約し、MEPC57において、更に議論を行い最終化することとなった。なお、船上後処理装置等の代替措置の導入の可能性を残した。

案1 全海域 1.0% [2012年] 0.5% [2015年]

案2 一般海域 4.5% (現行どおり)

排出規制海域(Emission Control Area) 0.1% [2012年]

案3 一般海域 3.0% [2012年]

排出規制海域(Emission Control Area) 1.0% [2010年] 0.5% [2015年]

小排出規制海域 (Micro Emission Control Area : 沿岸24海里を超えない範囲でIMOにより指定される海域) 0.1%

(4) 今後の予定

今次会合の検討の結果取りまとめられたMARPOL条約附属書VI改正案は、本年3月末に開催されるMEPC57で承認に向けた審議が予定。

2. バラスト水管理規制条約の実施のためのガイドラインの策定等

バラスト水管理規制条約は、バラスト水の移動に伴う生物の移動防止を目的として、2004年2月にIMOにおいて採択され、2009年新船(バラスト水容量5000m³未満)から段階的に一定の生物殺滅性能を有する処理システムからのバラスト水排出を義務付けることなどを定めている。条約では、具体的なシステムの試験方法等はIMOの定めるガイドラインに委ねることとされており、作成されるべきガイドライン14本のうち、これまでに13本のガイドラインが採択されている。

今次会合では、最後の未策定ガイドラインであるバラスト水のサンプリングに関するガイドライン(G2)が最終化され、本年10月開催のMEPC58に送られ、採択に向けての審議が行われることとなった。

以上